

# 大分県報

令和五年  
号外（四）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県事務委任規則の一部改正……………一

### 訓令

大分県事務決裁規程の一部改正……………四  
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一四

### 訓令

### 労働委員会訓令

大分県労働委員会事務局事務決裁規程の一部改正……………一五

## 規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

### 大分県規則第三十号

#### 大分県事務委任規則の一部を改正する規則

第四条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同条第六号中「戻入金」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第七号を第四号とし、第八号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第二の二の二の項第十九号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

別表第二の二の二の項及び三の項を削る。

別表第三の振興局の長の部の十一の項中「。以下この項中「法」という。」を削り、同部中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から二十二の項までを一項ずつ繰り

令和五年三月三十一日

大分県報号外（規則）

一

上げ、同部の二十三の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同部を同部の二十二の項とし、同部の二十四の項を同部の二十三の項とし、同部の二十五の項第一号中「第三十九条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第二号中「第三十九条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同項を同部の二十四の項とし、同部中二十六の項を二十五の項とし、二十七の項から三十五の項までを一項ずつ繰り上げ、同部の三十六の項第十五号中「仮設者設置届」を「仮設物設置届」に改め、同項を同部の三十五の項とし、同部中三十七の項を三十六の項とし、三十八の項を三十七の項とし、三十九の項を三十八の項とし、同表の保健所の長の部の一の款の二の項第一号中「届出」の下に「（電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行われるものを除く。）」を加え、同部の三の項第一号及び四の項第一号中「届出」の下に「（電子情報処理組織を使用して行われるものを除く。）」を加え、同部の八の項第二号中「第十六条の二第二項第四号」を「第十六条の二第二項第五号」に改め、同部の十六の項第一号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（法第七条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 法第十五条第三項（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十五条第三項各号に掲げる者又は同項第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人という。以下この項において同じ。）に対して、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は当該職員による検体の採取に応じるべきことを求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項第三号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（法第七条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第四号及び第五号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第六号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定」に、「異常」を「異常」に改め、「（法第七条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）」に、「異常」を「異常」に改め、「（法第七条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第九号中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同項第十号中「の規定」を「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第十一



定」を「(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、  
 「(法第七条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十一号とし、同項第五十三号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十二号とし、同項第五十四号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十三号とし、同項第五十五号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「禁止をすること(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を「禁止をすること」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十六号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十五号とし、同項第五十七号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十六号とし、同項第五十八号中「の規定」を「(法第四十四条の四第一項により適用する場合及び法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合及び法第四十四条の四第一項により適用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十七号とし、同項第五十九号を削り、同項第六十号中「の規定」を「(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第六十一号中「の規定」を「(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五十九号とし、同項第六十二号中「の規定」を「(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、「(法第七条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第六十号とし、同項第六十三号中「の規定」を「(法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「(法第七条第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第六十一号とし、同項第六十四号中「の規定」を「(法第

四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、「(法第七条第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第六十二号とし、同項第六十五号中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号を同項第六十三号とし、同項第六十六号中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第六十七号を第六十五号とし、第六十八号から第七十四号までを二号ずつ繰り上げ、第七十五号を削り、第七十六号を第七十三号とし、第七十七号から第八十四号までを三号ずつ繰り上げ、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二 法第五十三条の十の規定に基づき、結核患者に係る届出をその者の居住地を管轄する保健所長に通知すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項第八十五号を同項第八十三号とし、同款の二十五の項中「東部保健所、中部保健所、南部保健所及び豊肥保健所の長は、この項の委任事項の欄の第二十五号から第三十号まで及び第四十号から第四十七号までの事務」を「西部保健所及び北部保健所の長」に改め、同款の二十六の項中「事務」の下に「(西部保健所及び北部保健所の長に限る。)」を加え、同款の五十八の項の委任事項の欄に次の二号を加える。

二 法第五十三条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告等を求め、又はその職員に事業所等に立ち入り、事業所等の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

三 法第五十三条第五項の規定に基づき、輸出証明書の発行を取り消すこと。

別表第三の保健所の長の部の一の款中五十八の項を五十九の項とし、四十八の項から五十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同款の四十七の項中「第十五号及び第十六号」を「及び第十五号」に改め、「この項中大气污染防治法施行規則(昭和四十六年

厚生省  
通商産業省  
令第一

号)を「施行規則」という。」及び第十六号を削り、同項を同款の四十八の項とし、同款中四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、四十四の項を四十五の項とし、同款の四十三の項第九号中「第三項又は第四項後段」を「第二項又は第三項後段」に、「措置」を「入院措置」に改め、同項を同款の四十四の項とし、同款中四十二の項を四十三の項とし、三十九の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三十八の項の次に次の一項を加える。

三十九 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法第八条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、宿泊者名簿を提出するよう要求するこ



下この項中「法」という。）  
に関する事務

- 二 法第十四条の規定に基づき、届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告を受理すること。
- 三 法第十七条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関する報告を求め、又は当該職員に届出住宅等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の三の項中「事務」の下に「（保健所の長に委任された事務を除く。）」を加え、同表の食肉衛生検査所長の部の四の項を次のように改める。

四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）に関する事務

- 一 法第十五条第二項の規定に基づき、農林水産物又は食品の輸出を行う事業者に対し、知事が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行すること。
- 二 法第五十三条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告等を求め、又はその職員に事業所等に立ち入り、事業所等の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 三 法第五十三条第五項の規定に基づき、輸出証明書の発行を取り消すこと。

別表第三の土木事務所の長の部の二の項第一号中「第三十九条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第二号中「第三十九条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同部の十八の項第八号中「第八十五条第四項」の下に「又は第八十七条の三第四項」を加え、「応急仮設建築物」を「応急仮設建築物等」に改め、同項第九号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 法第八十七条の三第六項の規定に基づき、興行場等への用途の変更の許可をするこ

と。  
別表第三の土木事務所の長の部中二十の項を削り、二十一の項を二十の項とし、二十二の

項から三十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三の土木事務所の長の部中二十の項を削り、二十一の項を二十の項とし、二十二の項から三十六の項までを一項ずつ繰り上げる改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

○訓令甲

大分県訓令甲第七号

本 地 方 機 関  
庁

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「ポルトセールス推進監」の下に「、盛土対策監」を加える。

別表第一の一の表の一の項の部長の欄中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 法第二百三十一条の二の三第一項の規定に基づき、指定納付受託者を指定すること。
- 六 法第二百三十一条の二の六第三項の規定に基づき、検査員を任命し、検査を行わせること。

別表第一の一の表の六の項を次のように改める。

<p>六 個人情報 報の保護 に関する 法律（平 成十五年 法律第五 十七号。 以下この 項中</p>	<p>一 法第六十八条第一 項の規定に基づ き、保有個人情報 の漏えい、滅失、 毀損その他の保有 個人情報 の安全の確保に 係る事態が生じた 旨を個人情報保護 委員会に報</p>	<p>一 法第六十八条 第二項の規定に 基づき、本人に 対し、保有個人 情報の漏えい、 滅失、毀損その 他の保有個人情 報の安全の確保 に係る事態が生</p>	<p>一 法第七 十七条第 三項の規 定に基づ き、開示 請求者に 対し、開 示請求書 の補正を</p>
---	---	---	--

<p>「法」という。）に関する事務 この項 中個人情報 の保護 に関する 法律施行 令（平成 十五年政 令第五百 七号）を 「施行 令」、大 分県個人 情報保護 法施行条 例（令和 四年大分 県条例第 三十二 号）を 「条 例」、知 事が保有 する個人 情報の保 護等に関 する規則 （令和五 年大分県</p>	<p>二 条例第八條第三 項の規定に基づ き、大分県情報公 開・個人情報保護 審査会（以下この 項中「審査会」と いう。）に諮問す ること。</p>	<p>二 法第六十九條 第二項第一号の 規定に基づき、 本人の口頭によ る申出により提 供することがで きる保有個人情報 を定めること。 三 法第七十條の 規定に基づき、 保有個人情報の 提供を受ける者 に対し、提供に 係る個人情報の 適切な管理のた めに必要な措置 を講ずることを 求めること。 四 法第七十二條 の規定に基づ き、個人関連情 報を提供する第 三者に対し、提 供に係る個人関 連情報の適切な 管理のために必 要な措置を講ず ることを求める こと。</p>	<p>二 法第九 十一條第 三項の規 定に基づ き、訂正 請求者に 対し、訂 正請求書 の補正を 求めるこ と。 三 法第九 十九條第 三項の規 定に基づ き、利用 停止請求 者に対し、利用 停止請求 書の補正 を求める こと。</p>	<p>規則第二 十八号） を「規 則」とい う。</p>	<p>五 法第七十五條 第一項の規定に 基づき、個人情報 報ファイル簿を 作成し、公表す るために県政情 報課に提出する こと（施行令第 二十一條第三項 の規定に基づ き、当該個人情 報ファイル簿を 修正する場合及 び同條第四項の 規定に基づき、 個人情報報ファイ ルについての記 載を消除する場 合を含む。）。 六 法第八十二條 第一項又は第二 項の規定に基づ き、開示請求に 対する決定を し、開示請求者 に対し、その旨 を通知するこ と。 七 法第八十五條 第一項の規定に 基づき、他の行 政機関の長等に</p>	<p>五</p>
---	--	--	--	--	---	----------

令和五年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

事案を移送し、及び開示請求者に対し、その旨を通知すること。

八 法第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、第三者に関する情報を含む保有個人情報の開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。

九 法第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。

十 法第九十三条第一項又は第二項の規定に基づき、訂正請求に

係る保有個人情報の内容を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。

十一 法第九十四条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等を行う期間を延長し、訂正請求者に対し、延長後の期間及びその理由を通知すること。

十二 法第九十五条の規定に基づき、保有個人情報の訂正決定等を行う期間を延長し、訂正請求者に対し、その理由及び訂正決定等をする期限を通知すること。

十三 法第九十六



			<p>旨を通知すること。</p> <p>二十 法第七百七条第一項において準用する法第八十六条第三項の規定に基づき、開示決定について審査請求をした第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を実施すること。</p> <p>二十一 法第七百一条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者から当該事業に関する提案を募集すること。</p> <p>二十二 法第七百二十四条第二項又は第三項（法第七百十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</p>						<p>の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る事業に関する提案をした者に対し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨等又はできない旨等を通知すること。</p> <p>二十三 法第七百五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。</p> <p>二十四 法第七百六条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。</p> <p>二十五 法第七百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除する</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--







<p>に関する法律施行令を「施行令」、大分県個人情報保護法施行条例を「条例」、知事が保有する個人情報保護等に關する規則を「規則」という。</p>	<p>受ける者に対し、提供に係る個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。</p> <p>三 法第七十二条の規定に基づき、個人関連情報を提供する第三者に対し、提供に係る個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。</p>	<p>三項の規定に基づき、利用停止請求者に対し、利用停止請求書の補正を求めること。</p>			<p>五 法第八十二条第一項又は第二項の規定に基づき、開示請求に対する決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>六 法第八十五条第一項の規定に基づき、他の行政機関の長等に事案を送し、及び開示請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>七 法第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、第三者に関する情報を含む個人情報の開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。</p> <p>八 法第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見を提出した第三者に対し、開示決定を</p>			
--	---	---	--	--	--	--	--	--

令和五年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）



	<p>長し、利用停止請求者に対し、延長後の期間及びその理由を通知すること。</p> <p>十六 法第百三条の規定に基づき、利用停止決定等を行う期間を延長し、利用停止請求者に対し、その理由及び利用停止決定等をする期限を通知すること。</p> <p>十七 法第百十一条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者から当該事業に関する提案を募集すること。</p> <p>十八 法第百十四条第二項又は第三項（法第百十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報に係る事業に関する提案をし</p>
<p>た者に対し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができ旨等又はできない旨等を通知すること。</p> <p>十九 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。</p> <p>二十 法第百十六条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。</p> <p>二十一 法第百二十一条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。</p> <p>二十二 法第百二十三条第一項の規定に基づき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法につい</p>	



て公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること。

二十三 法第二百二十八条の規定に基づき、苦情を処理すること。

二十四 条例第五条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

二十五 条例第六条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、その理由及び残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知する

こと。	二十六 規則第十条
第一項ただし書の規定により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を磁気ディスク等に複写したものを交付する方法により行うことを適当と認めること。	

別表第二の三の表のイの部の二の項の「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、同表のハの部の注2及び同表のニの部の注2中「土木事務所及び玉来ダム建設事務所」を「及び土木事務所」に改め、同表のホの部の一の款負担金補助及び交付金の項中

三〇〇万円 未満	一 全	額
-------------	--------	---

三〇〇万円 未満	一 一〇〇万円 以上	額
-------------	------------------	---

務所及び玉来ダム建設事務所」を「及び土木事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

大分県人事委員会事務局  
大分県監査委員事務局  
大分県警察本部  
大分県労働委員会事務局  
大分県議会事務局  
大分県企業局  
大分県病院局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一の四の項の警察本部長の欄第一号中「第三十六条第一項」の下に「又は第三十六条の二第二項」を加え、同項の課長の欄第九号中「第三十六条第一項」の下に「又は第三十六条の二第二項」を加え、同欄第十三号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、同表の七の項の警察本部長の欄第十七号中「第六十一条」を「第六十二条」に改める。

別表第二の四の表の負担金補助及び交付金の部中

一、〇〇〇万円 以上 五、〇〇〇万円 未満	一、〇〇〇万円 一、〇〇〇万円 未満	一、〇〇〇万円 一〇〇万円以上 以上 一、〇〇〇万円 未満	一、〇〇〇万円以上 一〇〇万円 未満
--------------------------------	--------------------------	---	--------------------------

を に改め

附則  
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓令 甲  
労働委員会訓令

大分県訓令甲第九号  
大分県労働委員会訓令第二号

本 庁

大分県労働委員会事務局事務決裁規程（昭和四十五年）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

四 個人情報保護に関する事務  
この項中個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を

一 法第六十八条第一項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告をすること。

二 法第六十九条第二項第一号の規定に基づき、本人の口頭による申出により提供することができる保有個人情報を選定すること。

三 法第七十条の規定に基づき、保有個人情報提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。

一 法第六十八条第二項の規定に基づき、本人に対し、保有個人情報漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を通知すること。

二 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求者に対し、訂正請求書の補正を求めること。

三 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止等請求者に対し、停止請求書の補正を求めること。

二 法第六十八条第三項の規定に基づき、審査会に諮問すること。

二 法第六十九条第二項第一号の規定に基づき、本人の口頭による申出により提供することができる保有個人情報を選定すること。

三 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止等請求者に対し、停止請求書の補正を求めること。

「法」、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」、大分県個人情報保護法施行条例（令和四年条例第三十二号）を「条例」、知事が保有する個人情報保護の保護等

大分県報号外（訓令甲・労働委訓令）

<p>に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）を「規則」という。</p>	
<p>四 法第七十二条の規定に基づき、個人情報連情報を提供する第三者に対し、提供に係る個人情報管理の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。</p> <p>五 法第七十五条第一項の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表するために県政情報課に提出すること（施行令第二十一条第三項の規定に基づき、当該個人情報ファイル簿を修正する場合及び同条第四項の規定に基づき、個人情報ファイルについての記載を削除する場合を含む。）。</p> <p>六 法第八十二条第一項又は第二項の規定に基づき、開示請求に対する決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>七 法第八十五条第一項の規定に基づき、</p>	
	<p>他の行政機関の長等に事案を移送し、及び開示請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>八 法第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、第三者に開示する情報を含む保有個人情報の開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。</p> <p>九 法第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。</p> <p>十 法第九十三条第一項又は第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。</p>

		<p>十一 法第九十四条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等を行う期間を延長し、訂正請求者に対し、延長後の期間及びその理由を通知すること。</p> <p>十二 法第九十五条の規定に基づき、保有個人情報の訂正決定等を行う期間を延長し、訂正請求者に対し、その理由及び訂正決定等をする期限を通知すること。</p> <p>十三 法第九十六条第一項の規定に基づき、他の行政機関の長等に事案を移送し、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十四 法第九十七条の規定に基づき、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知すること。</p>	
		<p>十五 法第一百一条第一項又は第二項の規定に基づき、利用停止請求に対する決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十六 法第一百零二条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等を行う期間を延長し、利用停止請求者に対し、延長後の期間及びその理由を通知すること。</p> <p>十七 法第一百三十三条の規定に基づき、利用停止決定等を行う期間を延長し、利用停止請求者に対し、その理由及び利用停止決定等をする期限を通知すること。</p> <p>十八 法第一百五十三条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項に基づき、審査会に諮問すること。</p>	

		<p>十九 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、審査請求人等に対し、審査会に諮問した旨を通知すること。</p> <p>二十 法第百七条第一項において準用する法第八十六条第三項の規定に基づき、開示決定について審査請求をした第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。</p> <p>二十一 法第百十一条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報その事業の用に供しようとする者から当該事業に関する提案を募集すること。</p> <p>二十二 法第百十四条第二項又は第三項（法第百十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等</p>	
		<p>匿名加工情報に係る事業に関する提案をした者に対し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができ旨等又はできない旨等を通知すること。</p> <p>二十三 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。</p> <p>二十四 法第百十六条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。</p> <p>二十五 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。</p> <p>二十六 法第百二十三条第一項の規定に基づき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対</p>	



<p>して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること。</p> <p>二十七 法第二百二十八条の規定に基づき、苦情を処理すること。</p> <p>二十八 法第五百九十九条の規定に基づき、個人情報保護委員会の勧告に基づいてとつた措置について、同委員会に報告すること。</p> <p>二十九 条例第五条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>三十 条例第六条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、その理由及び残りの保有個人情報について</p>	<p>開示決定等をする期限を通知すること。</p> <p>三十一 大分県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年大分県労働委員会告示第一号）においてその例によることとされる規則第十条第一項ただし書の規定により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を磁気ディスク等に複写したものを交付する方法により行うことを適当と認めること。</p>
<p>別表の五の項の項目の欄中「〔給与規則〕」の下に「、臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令第十四号）を「規程」を加え、同項の事務局長の欄第一号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項の課長の欄中第六号を第九号とし、同欄第五号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第四号中「長期臨時職員」を「規程第六条第四項の規定に基づき、臨時的任用職員」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>六 規程第八条の二第四項の規定に基づき、事務局長に臨時的任用職員の退職の内申を行うこと。</p> <p>七 規程第八条の二第五項の規定に基づき、臨時的任用職員に退職の辞令を交付すること。</p> <p>別表の五の項の課長の欄中第二号及び第三号を削り、第一号を第二号とし、同号の次に次</p>	

の二号を加える。

三 規程第四条第四項の規定に基づき、事務局長に臨時的任用職員の内申を行うこと。

四 規程第四条第五項の規定に基づき、臨時的任用職員を任用すること。

別表の五の項の課長の欄に第一号として次の一号を加える。

一 非常勤職員（人事課長の指定する者を除く。）の任免等に関する内申を行うこと。

別表の五の課長補佐の欄第一号及び第二号を次のように改める。

一 規程第六条第五項の規定に基づき、臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書を事務局長に提出すること。

二 給与規則第十二条の二の規定に基づき、職員の扶養親族が職員の給与に関する条例第

十二条第二項に規定する扶養親族たる要件を具備するかどうか等を随時確認すること。

別表の五の課長補佐の欄中第六号を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。